

衆議院法務委員会ニュース

平成 30.5.16 第 196 回国会第 13 号

5 月 16 日（水）、第 13 回の委員会が開かれました。

1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）

- ・上川法務大臣、あかま内閣府副大臣、丹羽文部科学副大臣、山下法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

井野俊郎君（自民）

- ・諸外国では、婚姻適齢に至らない者でも、妊娠・出産した場合に例外的に婚姻を認める国もあるが、今回の改正において例外規定を設けなかった理由について法務省に伺いたい。
 - ・再入率等を分析すると、少年院の教育は効果を上げており、これを刑務所における 20 代前半の受刑者の矯正教育にも広げていくことが再犯の防止につながると考えるが、法務省の見解を伺いたい。
 - ・18 歳、19 歳の若年者の消費者被害が生じると懸念されているローン契約や害賦販売契約に関し、若年者に対する与信審査強化の対策が実行されているのか、金融庁及び経済産業省に伺いたい。
- ・消費者教育を受けた後である 20 代や 30 代の者が消費者被害に多く遭っている現状にあるが、消費者教育の効果の若者への浸透が、消費者被害の状況にどのように表れているのか、内閣府副大臣に伺いたい。
 - ・若者への教育は、消費者教育に限らず、若者の社会における意識や自立を高めるようにする必要があると考えるが、どのように行われているのか、文部科学副大臣に伺いたい。
 - ・平成 34 年 4 月 1 日の施行までに、消費者教育の効果若者に十分に浸透させることができるのか、法務大臣に伺いたい。

松平浩一君（立憲）

- ・成年年齢の 18 歳への引下げにより起業する若年者が増えると考えられるが、起業に失敗した場合のセーフティーネットとして企業への再就職や再学習の機会の確保など、多様化する人生への対応の整備についても、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議の議題とすべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・一律に 18 歳で成人とするのではなく、18 歳に達すれば、その後も親権に服すか服さないかを個人が選択できる制度にすれば、昨日の当委員会での山下参考人の個人の自己決定権を尊重すべきという主張にも合致すると考えるが、このような制度についての法務省の見解を伺いたい。
- ・成年年齢が 18 歳に引き下げられても、20 歳未満の者の飲酒、喫煙は禁止されたままであるが、自己決定権の尊重という観点から、18 歳の成年に達した後の飲酒、喫煙に関しては自己責任とすべきと考えるが、そうしない理由について警察庁に伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・成年年齢が引き下げられて 18 歳の者が成年となっても社会のフルメンバーシップとなるまでに未成熟な段階があるという発想を国としても持って、未成熟な若者が自立した大人となるために必要な支援をより強化していくという国としての大きな政策の転換が必要であると考え、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・少年法の適用対象年齢に関する世論調査を行うに当たっては、少年非行の実態、少年審判や少年に係る刑事裁判の手續についての正確な前提知識を提供した上で質問を行うべきであると考え、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・成年年齢の引下げによって、社会的養護の下にある子供達に対する支援が切り下げられることはないかと理解してよいのか、また、社会的養護の下にある子供達に対して自立に向けたより一層の支援が行われるようにすべきと考えているが、厚生労働省の見解を伺いたい。

松田功君（立憲）

- ・若者の消費者被害について、20 歳を境に、急増するという現状にあるが、政府がこれまで取り組んできた消費者教育は若者に浸透しているのか、法務大臣に伺いたい。
- ・飲酒・喫煙の禁止年齢を 20 歳より低く定めている国における健康被害や非行の状況を調査した上で、法案を提出すべきであったと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
 - ・「成人」が多義的で、必ずしも民法の成年に達した者を意味するのでないのであれば、本法案施行後も、従来どおり成人式を 20 歳に達した者について行ってよいと考えるが、法務大臣

の見解を伺いたい。

- ・5月11日の当委員会で、法務省は、民法の成年年齢の引下げに向けた環境整備のための施策について相応の効果が上がっていると答弁しているが、そのように答弁した根拠を伺いたい。

源馬謙太郎君（国民）

- ・18歳から22歳程度の若者に話を聞くと、成年年齢引下げに対する若者の関心は、飲酒・喫煙の禁止年齢に向いており、未成年者取消権を失うリスクにはあまり意識が向いていない状況にあるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者教育の更なる充実を図っている改訂後の高等学校学習指導要領の全面実施は平成34年度からとなっており、同指導要領に基づいた教育は、本法案の施行日に間に合わないことになるが問題はないのか、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・開放的施設に収容される受刑者は、模範的な受刑者であると考えられるが、開放的施設に収容する受刑者の選定基準について、法務省に伺いたい。

黒岩宇洋君（無会）

- ・成年年齢を20歳と定めた140年前の我が国の平均寿命と比べて、現在の平均寿命は倍の長さに伸びて大人としての期間も長くなっているから、大人になる年齢を引き下げる必要はないとの意見に対する法務大臣の所見を伺いたい。
- ・諸外国では、1970年前後に私法上の成年年齢を21歳から18歳に引き下げたが、その当時、我が国が民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げなかった理由を法務大臣に伺いたい。
- ・欧米諸国では、徴兵義務と引き換えに参政権を求める若者の声が高まった結果、参政権年齢が引き下げられ、それに伴い、私法上の成年年齢が引き下げられたが、徴兵制のない我が国においては、若者から民法の成年年齢の引下げを求める声は出ていない。この点についての法務大臣の所見を伺いたい。
- ・選挙権年齢が18歳以上に引き下げられるのであれば、民法の成年年齢も18歳に引き下げるのが適当であるとの法制審議会の答申がある一方で、平成24年の憲法審査会において、法務省は、必ずしも選挙権年齢と民法の成年年齢が一致する必要はないと答弁しているが、この法務省の認識は現在も変わらないのか、法務大臣の見解を伺いたい。

串田誠一君（維新）

- ・十数年前の離婚調停において、子が成年に達するまで養育費を支払うことをについて合意されている場合、当事者は成年とは20歳と解釈しているのが通常であると考えますが、法務省の答弁にあった、当事者の意思を推測するとは具体的にどのようなことなのか、その当時、将来、成年年齢が引き下げられれば養育費の支払はその年齢までと当事者が合意してい

たということなのか、法務省に伺いたい。

- ・本法案施行までに行われた協議離婚において、子が成年に達するまで養育費を支払うことを合意した場合、成年年齢の18歳への引下げを理由に養育費の支払を18歳で止める人が出てくることが考えられるが、このような場合、第二の人生を送っているのに養育費の支払を請求する訴訟を提起しなければならなくなることをどのように考えているのか、法務省に伺いたい。
- ・養育費を大学の学費に充てるつもりでいたのに、成年年齢の18歳への引下げを契機に養育費の支払が止められ、大学に行くことを断念しなければならない事例が生じる可能性があることについて、法務大臣の見解を伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・入国管理施設で長期収容者の自殺等の事件が立て続けに起きているが、長期拘束等との関連を含めて、施設管理者でない第三者による調査を行うべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・成年年齢の引下げにより児童養護施設等を退所したばかりの若年者に対する支援が後退するのではないかと懸念について、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議で検討すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・子ども・若者育成支援推進法において地方公共団体が努めるものとしている子ども・若者総合相談センターの設置がほとんど進んでいない現状に表れているように、若年者の自立支援施策が不十分である現状を改善する必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。